

公益社団法人日本顕微鏡学会
関西支部規則

- 第 1 条 本支部は、公益社団法人日本顕微鏡学会関西支部（以下「支部」という）と称する。
- 第 2 条 支部の管轄する地域は、岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、島根県、広島県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県とする。
- 第 3 条 支部会員は、第 2 条の府県に在住または勤務する公益社団法人日本顕微鏡学会会員とする。
- 第 4 条 支部には、次の支部役員を置く。
- | | |
|------|---------|
| 支部長 | 1 名 |
| 副支部長 | 1 名 |
| 支部幹事 | 20 名 程度 |
- 第 5 条 支部長および副支部長は、当該地区の正会員の中から当該地区から選出された代議員による選挙によって候補者を定め、理事会に推薦し、理事会で選任する。
- 2 支部幹事は支部長が候補者を指名、理事会に推薦し、理事会で選任する。
- 第 6 条 支部役員は次の職務を担当する。
- (1) 支部長は、支部を代表し、支部の会務を総括する。
 - (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故がある場合はこれを代行する。
 - (3) 支部幹事は、庶務、会計等を担当し、支部の会務を掌理する。
- 第 7 条 支部役員の任期は 2 年とする。支部役員は重任を妨げない。ただし、支部幹事は 2 期 4 年を越えて重任することはできない。
- 第 8 条 支部に 2 名以内で支部世話人を置くことができる。支部世話人は支部長が委嘱し、その任期は 2 年とする。
- 第 9 条 支部の事業は次の通りとする。
- (1) 顕微鏡分野に関わる研究発表会、講習会、懇談会、並びに啓発活動
 - (2) 顕微鏡分野に関わる調査、研究、見学及び視察
 - (3) 顕微鏡分野に関わる学術図書の刊行
 - (4) 顕微鏡分野に関わる研究の奨励、及び研究業績の表彰
 - (5) その他定款第 4 条に定める目的を達成するために必要なこと。
- 第 10 条 支部事業の運営のため、当該地区の正会員を構成員とする支部会議を設ける。支部会議は毎年 1 回支部長が招集し、(1) 事業報告および収支決算報告、(2) 次年度の事業計画および収

支予算計画、(3) 次年度の支部役員候補者の選任、(4) その他の支部幹事会で必要と認められた事項、について報告、協議を行う。支部長が支部会議の議長を務める。

第 11 条 支部の運営を円滑に進められるように、必要に応じて、支部役員を構成員とする支部幹事会を開催する。支部幹事会は、必要に応じ支部長が召集する。支部長は支部幹事会の議長を務める。

第 12 条 支部の運営費には、毎会計年度のこの法人の総会によって定められた支部事業費をもってこれに充てる。

第 13 条 支部の事業年度は、この法人と同一とする。

第 14 条 この規則を改廃する時は、支部会議で協議する。

第 15 条 この規則の運用に必要な事項は、支部の協議により内規に定める。但し支部において規則、内規を制定し、もしくはそれを改廃したときは理事会に報告しなければならない。

(平成 07 年 3 月改正)

(平成 11 年 3 月改正)

(平成 14 年 4 月改正)

(平成 16 年 4 月改正)

(平成 24 年 4 月改正)

(平成 24 年 9 月改正)